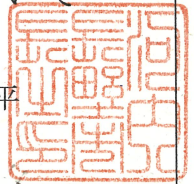


河内長野市開発事業の手続等に関する条例に基づく公表について

河内長野市長 西野 修平



河内長野市開発事業の手続等に関する条例（以下「条例」という。）第 58 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

(1) 勧告に応じない者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては主たる事務所又は本店の所在地）	【法人の名称及び代表者の氏名】 有限会社マルク・トレーディング カーン ムハマド 【本店所在地】 堺市南区別所1560番地21
(2) 勧告の内容及びそれに対する開発事業者又は工事施工者の対応の内容	【勧告の内容】 河内長野市日野 1520 番 1 他において行われている造成行為は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の許可を要する行為であり、条例第 2 条第 1 号に規定する開発事業に該当します。 また、当該事業区域は 5,000 ㎡を超えることが明らかであるため、条例第 2 条第 5 号に規定する大規模開発事業に該当し、条例第 12 条第 1 項に基づく開発構想届の提出及び条例第 19 条第 1 項に基づく事前協議書の提出を行う必要があります。 しかしながら、令和 8 年 3 月 4 日付け勧告（河長都都第 168 号）及び令和 8 年 5 月 1 日付け勧告（河長都都第 30 号）による指導等を行った後においても、条例に基づく開発構想届の提出、事前協議書の提出その他所定の手続は行われておらず、未履行の状態が継続しています。 本市としましては、これまで貴社に対し、条例に基づく手続の履行について指導等を重ねて行ってきましたが、未だ改善が認められません。以上のことから、下記のとおり勧告します。 記 1 条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、必要書類を添付の上、本市に開発構想届を提出すること。 2 条例第 12 条から第 17 条までに規定する開発構想に関する手続を完了した後、条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、本市に事前協議書を提出すること。 3 指導等に従い、条例第 20 条から第 25 条までに規定する所定の手続を開始すること。 4 前 3 号に掲げる事項を令和 8 年 7 月 31 日までに履行すること。 【勧告に対する開発事業者又は工事施工者の対応の内容】 上記の期限後においても未履行の状態が継続している。
(3) 開発事業の概要	河内長野市日野 1520 番 1 他における造成行為